

延岡市広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の所有する有形、無形の財産（以下「市有財産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報紙

イ 市のホームページ

ウ 市が使用する封筒などの印刷物

エ その他広告媒体として活用できる市有財産で市長が別に定めるもの

(2) 広告事業 市有財産を広告媒体として活用することによって、収入の増加又は経費の削減を図ることをいう。

(3) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(4) 広告主 広告媒体に広告掲載を行う者をいう。

(5) 広告取扱業者 広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者及びこれらに類する者をいう。

(基本的な考え方)

第3条 本市の広告事業において掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えないものとする。併せて、広告の表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第4条 広告掲載を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び地域経済の健全な発展を図るため、次の事項に留意するものとする。

(1) 公正で真実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

(5) 関係法規及び社会秩序を遵守するものであること。

(6) 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないこと。

(業種又は事業者の制限)

第5条 次に掲げる業種の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業と規定されている業種

- (2) 消費者金融に関する業種
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 商品先物取引に関する業種
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関する業種
- (7) 興信所、探偵事務所
- (8) 民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (10) 市税を滞納している事業者

(掲載を承諾しない広告)

第6条 次の掲げるものは、広告に掲載しない。

- (1) 第3条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令及び本市の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - コ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - サ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（根拠となる資料を要する）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ ギャンブルを肯定するもの
- オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの

(広告主の範囲とその順位)

第7条 広告主の範囲とその順位は、別表1に定めるとおりとする。

(広告内容、表示等の基準)

第8条 広告の表示内容等については、掲載の都度、別表2の各項目について検討し判断することとする。

(広告の規格、募集方法等の決定)

第9条 広告の規格及び広告掲載位置等は、広告媒体ごとに所管する課室が別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、当該広告掲載に係る広告の内容や、そのデザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について個別の基準が必要な場合は、広告媒体ごとに所管する課室が別に基準を定めることができる。
- 3 広告の募集方法及び広告主の選定方法等については、広告媒体ごとに所管する課室が定める。

(広告掲載の承諾等)

- 第10条 広告主は、広告内容やその仕様について、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。
- 2 広告主は、あらかじめ市長の承認を得て、当該承諾に係る必要な手続き等を広告取扱業者に代行させることができる。
- 3 市長は、承諾を行うに際し、広告内容やその仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 4 広告主及び広告取扱業者は、承諾を得た広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 広告主は、広告掲載後に広告内容を変更するときは、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

(延岡市広告事業審査会の設置)

第11条 削除

(広告主及び広告取扱業者の責務)

第12条 広告主及び広告取扱業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。
 - (3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。
 - (4) 広告の内容等が承諾に基づく指示、条件に適合したものであること。
- 2 広告主及び広告取扱業者は、前項各号に掲げる事項に関し、第三者からの苦情、被害救済、損

害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 広告主及び広告取扱業者が第10条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾を行った後の事情変更等により、広告の内容等が第6条の規定に抵触したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約又は第10条第3項の規定による指示若しくは条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱業者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により、広告掲載に係る契約の解除をなされた広告主及び広告取扱業者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。ただし、広告物が印刷物のときは、契約の解除をなされたとき。
- (3) 広告主が、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年2月17日告示第63号）
第2条の規定に基づく指名停止、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和56年3月31日告示第39号）第7条の規定に基づく資格の認定の取消し又は延岡市物品等入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和56年2月3日告示第11号）
第9条に基づく入札参加資格の取消しを受けたとき。
- (4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱業者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

別表1（第7条関係 広告主の範囲とその順位）

順位	廣告主の範囲	備考
1	国、政府関係機関、地方公共団体その他これらに類するもの	
2	公社、公庫、日本放送協会その他これらに類するもの	
3	私企業のうち公共性の高いもの 電力、都市ガス、旅客運輸、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合など	旅客運輸とは鉄道事業法、道路運送法又は航空法に基づく免許を受けて行うものに限る。
4	市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等または商店街、専門店街などの連合体	順位3に該当するものを除く。
5	その他、別表2の廣告掲載基準に合致するもの	

別表2（第8条関係 個別の基準）

業種、商法、商品	表示内容等の制限
人材募集	<p>1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋のうたがいのあるものは認めない。</p> <p>2 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。</p>
語学教室等	<p>安いさや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>例：1ヶ月で確実にマスターできる等</p>
学習塾・予備校等（専門学校を含む）	合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて示し根拠を明確にする。
外国大学の日本校	<p>下記の趣旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
資格講座	<p>1 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。</p> <p>下記の主旨を明確に表現すること。</p> <p>「この資格は国家資格ではありません。」等</p> <p>2 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。</p> <p>下記の主旨を明確に表現すること。</p> <p>「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等</p> <p>3 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。</p> <p>4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>
病院、診療所、助産所	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。</p> <p>2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>4 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならない。</p> <p>5 厚生労働省「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」（平成19年3月30日付け医政0330014号）に沿った広告内容であること。</p> <p>6 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（延岡市においては宮崎県）に確認すること。</p>

施術所（あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック、クイックマッサージ等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p> <p>4 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（延岡市においては宮崎県）に確認すること。</p>
薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（延岡市においては宮崎県）で広告内容についての了解を得ること。
いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の食品担当課（延岡市においては宮崎県）並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>1 サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(3) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例：延岡市受託事業者 等</p> <p>2 有料老人ホーム</p> <p>(1) 前項に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示は全て表示すること。</p> <p>(2) 所管都道府県の指導に基づいた者であること。</p> <p>(3) 公正取引委員会が不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律 134 号）第 4 条第 1 項第 3 号に基づき策定した「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に規定した表示は掲載できない。</p> <p>3 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はで</p>

	きない。
不動産事業	<p>1 不動産事業者の広告の場合は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、許可免許証番号等を明記する。</p> <p>2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>3 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>4 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等</p>
弁護士・税理士・公認会計士等	名称、所在地、一般的な事業内容等に限定する。
旅行業	<p>1 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。</p> <p>2 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等</p>
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌・週刊誌等	<p>1 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>2 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>3 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言・写真）がないものであること。</p> <p>4 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>5 タレントなど有名人の個人的行動に関して、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。</p> <p>6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>7 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>8 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
映画・興行等	<p>1 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は使用しない。</p> <p>5 ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>6 その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない</p> <p>7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
占い・運勢判断	<p>1 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>2 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p>

	3 料金や販売について明示する。
結婚相談所・交際紹介業	1 結婚相手紹介サービス協会に加盟していること（加盟証が必要）を明記する。 2 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業内容等に限定する。
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	1 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業内容等に限定する。 2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 下記の主旨を明確に表示すること。 例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等
質屋・チケット等再販売業	1 個々の相場、金額等は表示しない。 例：〇〇のバッグ〇〇〇円 航空券 東京～宮崎 〇〇〇円 等 2 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び貸し収納業者	1 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（「優良トランクルーム」マーク付）であることが必要。 2 「貸し収納業者」は会社以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等
ダイヤルサービス	ダイヤルQ 2 のほか、各種のダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。
その他、表示内容について注意すること。	
1 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等	
2 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されていること。 (根拠となる資料が必要)	
3 無料で参加・体験できるもの。 一部負担がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等	
4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。	
5 肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。	
6 宝石の販売 虚偽の表現に注意する。（公正取引委員会に確認する必要あり）	

- 例：「メーカー希望価格 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等
- 7 個人輸入代行業者等の個人営業広告
資格取得状況や事務所の設置等の実態の確認
- 8 アルコール飲料
- (1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
例：「お酒は20歳をすぎてから」等
- (2) 飲酒を誘発するような表現の禁止。
例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等
- (3) 飲酒運転禁止の文言を表示すること。
例：「飲酒運転は法律で禁止されています。」等